

令和7年12月23日

お客さま各位

小田原第一信用組合

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」へのお振込みの制限について

平素は小田原第一信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、ATM やインターネットバンキングを利用した不正送金事案や、還付金詐欺・架空料金請求事案等の特殊詐欺において、暗号資産交換業者等へ送金される事案が多発しております。

このような状況を踏まえ、当組合ではお客さま保護および詐欺被害防止の観点から、口座名義人名と異なる振込依頼人名での暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みを制限させていただく場合がございます。

お客さまの資産を不正利用から守るため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。